

概要版

第2期  
大空町地域福祉計画  
平成 27～31 年

平成 27 年 3 月  
大 空 町

# 計画策定に関する基本的事項

## 1. 計画策定の趣旨及び目的

わが国の人口は、平成20年から減少局面に入っています。長寿化により高齢者人口が増加する一方で、依然として少子化傾向にあり、福祉の支え手である生産年齢人口が減少するなど、社会保障制度をめぐっては「負担と給付」のバランスが崩れ始め、制度そのものの持続が危惧されています。このような中であって、高齢者の孤独死や引きこもり、待機児童の増加、介護や育児に対するストレスが起因する家庭内暴力など、先行き不透明な経済情勢への不安もあいまって、新たな社会問題が起こっており、今後の生活に大きな不安を抱えています。

私たちが生活する大空町においても、国と同様に少子高齢化が進む中で核家族世帯数の増加、三世帯世帯の減少に加え、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者単身世帯が増加する中で、子育てへの不安、健康や介護に対する不安などの様々な生活課題を抱え、支援を必要としている人たちがいる一方で、個人の自由や人との距離を置く生活スタイルが優先され、かつては当たり前前に共有していた地域住民相互のつながりが薄れてきています。

このような社会状況のなか、また、福祉ニーズが増大・多様化するなかで、子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も誰もが安心して自立した日常生活を送れる環境をつくるためには、公的福祉サービスの充実が求められると同時に、地域住民、社会福祉法人、NPO法人、医療法人、介護サービス事業者などの地域福祉に関わる全ての人々が一体となり、ともに支え合い、助け合う地域づくりが必要です。

そのためには、

- 希薄化しつつある地域住民のつながりを強化する。
- 地域で暮らす人々の生活課題を把握する。
- 地域の中で、お互いの課題を共有し、解決していく連帯感を持つ。

このことが、町民参加による地域福祉を推進することになります。

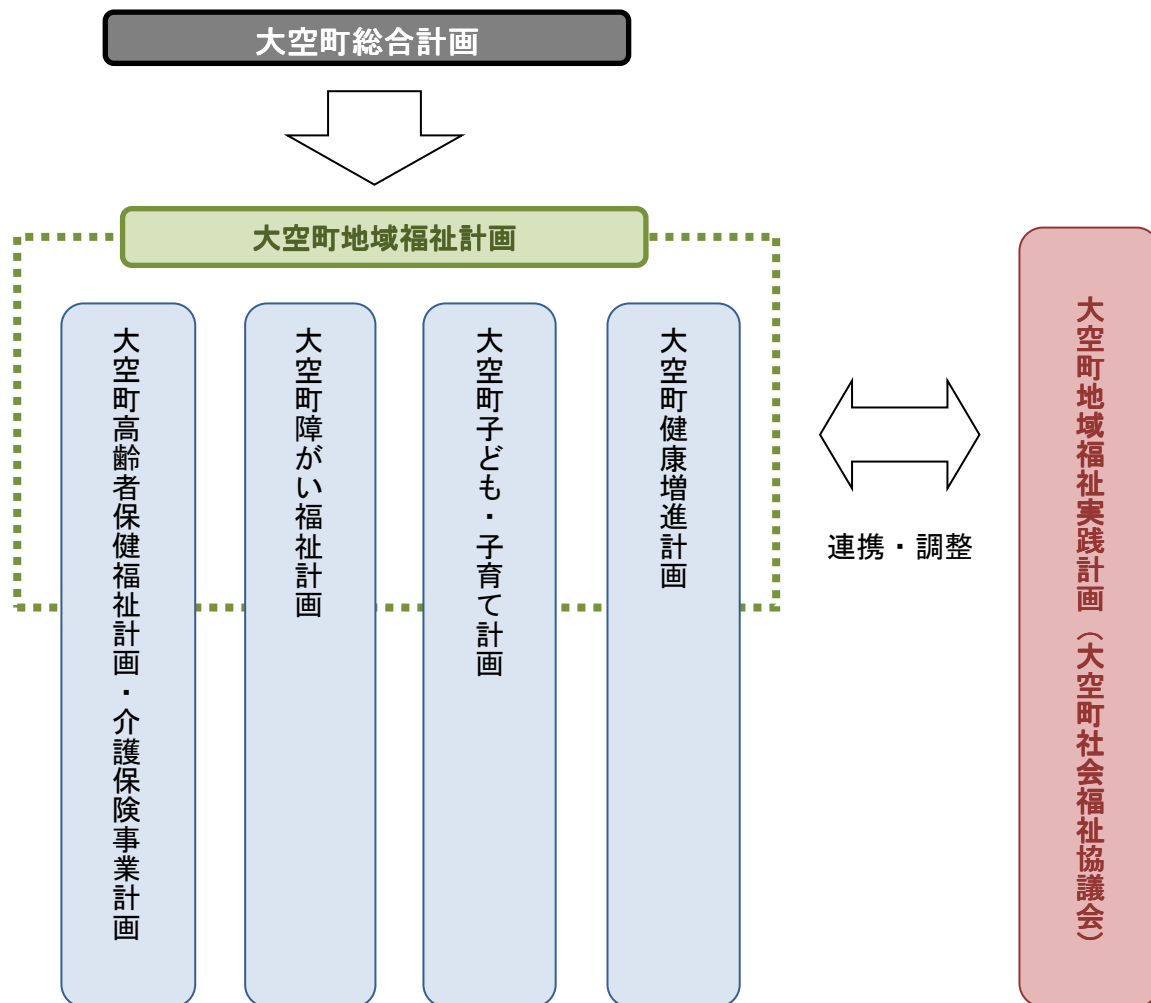
大空町では、平成21年度に『大空町地域福祉計画』を策定し、住民・行政が一緒になってめざすべき地域社会へ向けた施策を進めてきました。生活課題の多様化や福祉関連制度の变革による新たな課題に取り組むため、平成26年度で計画期間が終了となる『大空町地域福祉計画』を見直し、ここに『第2期大空町地域福祉計画』を策定します。

また、見直しにあたっては、大空町の最上位計画である『大空町総合計画』がめざす「大空と大地の中で ふれあいと語らいで創る 感動のまち」の実現に向けて、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにします。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものであり、また、大空町における総合計画を上位計画とし、福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。

また、大空町社会福祉協議会が策定する、自主的な福祉活動を中心とした行動計画「大空町地域福祉実践計画」と相互に連携するものです。



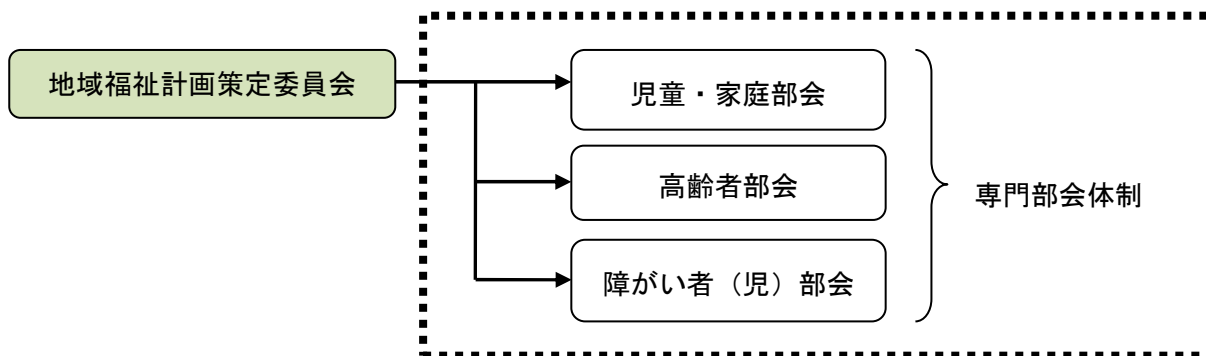
### 3. 計画の期間

本計画は、平成27～31年度を計画期間とする5か年計画です。  
 また、本計画が内包する部門別計画の計画期間については、次に示すとおりです。

	年度												
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
大空町総合計画			第1次						第2次				
大空町地域福祉計画					第1期				第2期				
大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第3期		第4期		第5期		第6期						
大空町障がい福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期						
大空町次世代育成支援行動計画	前期				後期								
大空町子ども・子育て計画										第1期			
大空町健康増進計画					第1次				第2次				

### 4. 計画の策定体制と経緯

本計画の策定にあたっては、「地域福祉計画策定委員会」を設置し、3つの専門部会を中心に検討を行いました。



# 基本理念と目標

## 1. 基本理念

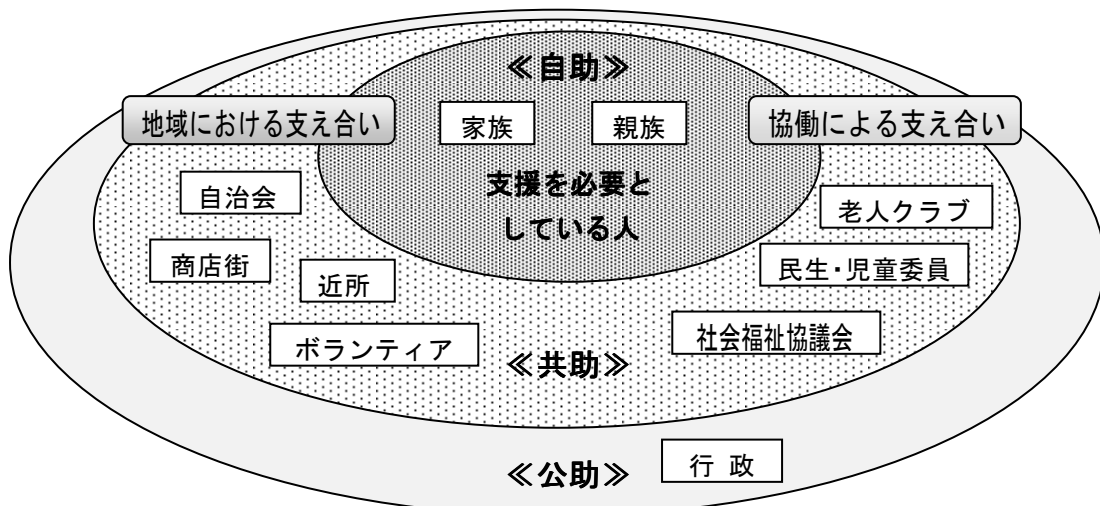
地域福祉とは、子ども、高齢者、障がいのある人といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らすすべての人が支えあい、生きがいを持って生活していくためのものです。さまざまな個性、あり方をしている人同士が、お互いを認め合い、お互いの立場を尊重し、理解し合っていくことが、地域における協働の推進や人権の尊重につながっていくこととなります。

近年、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立、高齢者などの孤独死、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。こうした複雑かつ多様な問題は、行政による支援だけではなかなか解決できません。地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組むことが基本となります。これまでのような行政からの関与にとどまらず、地域の人々とつながり、心豊かな生活を送りながらさまざまな行政課題に対して当事者として参加し、可能なところで担い手にもなることで、自らの地域を行政とともに創りあげていくことが大切になってくると考えられます。

日本は人口減少社会に入りました。私たちの暮らす大空町においても高齢化の進行が予測され、若年層人口の減少に伴い、地域活動やボランティア、福祉サービスなどの担い手が減少しています。地域全体で取り組む支え合いはもとより、これまで支えられる側であった人たちも、自ら自立した生活を目指し、自ら地域の担い手の一員としてお互いに連帯し、ともに支えあっていく意識づくりが必要となってきます。

これらのことから、本計画の策定にあたっては、次のような地域社会像を基本理念とします。

### ともに支え合う あったか福祉のまちづくり



## 2. 計画の目標

---

地域福祉の基本理念を実現していくため、本計画では、次の4つの目標を掲げます。

### 目標1 ともに支え合う福祉意識の醸成

町民一人ひとりが支え合い、助け合いの心をより一層高め、福祉を理解し実践できるよう、福祉に関する啓発活動を推進します。

また、優しく思いやりのある心を育てる学習活動や地域住民の人が集う交流事業などを通じ、子どもから大人まで福祉に対する理解と意識の高揚に努めます。

### 目標2 安心できる福祉サービス

福祉サービスのニーズの多様化に伴って、サービス利用の手続きも複雑となり、利用する人にとっては分かりづらい内容となっています。

このため、相談支援体制や福祉サービス情報の提供体制を充実し、必要とされるサービスが安心して利用できるような仕組みづくりを推進します。また、創意工夫により地域における資源の有効活用に取り組み、サービス提供基盤の充実を図ります。

### 目標3 地域福祉の推進体制づくり

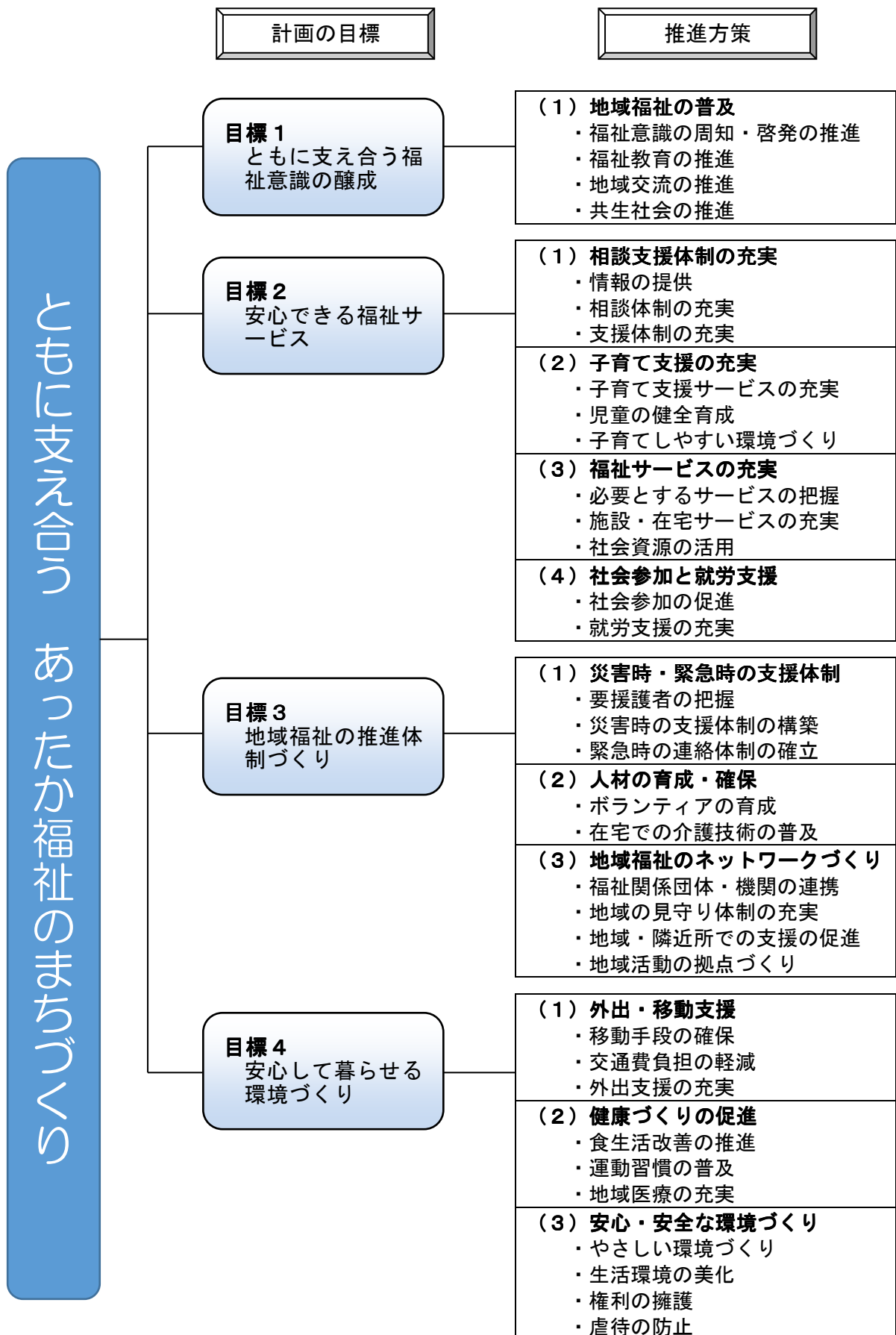
地域には、高齢や障がいによって支援を必要とする人、子育てや家族の介護などで悩んでいる人がおり、こうした課題を早期に発見し解決することが重要となっています。

地域で住民同士が交流を深め信頼し合い、緊急時や災害時など不測の事態が起きたとき、迅速に地域で解決できるよう、人材の育成やネットワークづくりに取り組みます。

### 目標4 安心して暮らせる環境づくり

町民が安心して生活するためには、健康でそれぞれの能力を活かし生きがいをもって活動ができ、快適な日常生活が営める環境が重要です。外出支援やバリアフリー化を進め、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

### 3. 計画の体系図



## 地域福祉の推進

### (目標1) とともに支え合う福祉意識の醸成

#### 施策の方向：地域福祉の普及

##### 福祉意識の周知・啓発の推進

- 地域福祉・人権に関する広報活動による地域福祉に対する意識の普及・啓発

##### 福祉教育の推進

- 家庭・地域・学校における福祉教育の推進

##### 地域交流の推進

- 子どもから高齢者まで、多くの人が集いふれあえる交流活動の推進

##### 共生社会の推進

- 障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながらともに支え合い、差別なく安心して暮らせる地域の実現に向け、理解と認識を深めるための普及・啓発

### (目標2) 安心できる福祉サービス

#### 施策の方向：相談支援体制の充実

##### 情報の提供

- 関係機関・団体との情報の共有を図り、地域の相談体制を充実・強化

##### 相談体制の充実

- 福祉サービスや心配ごと相談、いじめ、虐待、孤立などの各種相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりの推進

##### 支援体制の充実

- 子ども、子育て家庭、高齢者、障がいや難病のある人などに関するさまざまな関係機関が連携しながら支援できるしくみの構築



## 施策の方向：子育て支援の充実

### 子育て支援サービスの充実

- 子育てを支援する人材や預ける施設の確保に努め、子育てを支える体制づくりの推進
- 子育て支援センターは、子育てに関する相談指導にあたる地域の拠点とし、子育て家庭の交流の場として、その機能を充実

### 児童の健全育成

- 子どもたちの居場所づくりや健全育成のため、放課後児童対策を推進
- 子どもたちが安心して遊ぶことができるよう、各施設等の遊び場の安全性の確保と機能の充実

### 子育てしやすい環境づくり

- 次代を担う子どもたちがすくすくと育つことができるような支援をはじめ、子育てに対する負担の軽減等を図り、子育て環境づくりを推進

## 施策の方向：福祉サービスの充実

### 必要とするサービスの把握

- 訪問活動を通して高齢者の生活や健康状態、困りごとなどその実情を把握し、必要な支援の掘起し

### 施設・在宅サービスの充実

- 特別養護老人ホームをはじめとする施設の入所について、社会状況等を見極めつつ施設整備を検討
- 要介護状態の軽減や防止を図る介護予防サービスや在宅サービスの充実
- 障がいのある人の在宅での生活援助や施設入所・通所による自立へ向けた支援サービスの充実
- 高齢者や障がいのある人が、冬期間快適に暮らせるよう、地域や行政が協力して支援を充実

### 社会資源の活用

- 地域の資源を活用しながらサービス提供基盤の整備を促進するとともに、地域の実情に応じたサービスの充実

## 施策の方向：社会参加と就労支援

### 社会参加の促進

- 障がいのある人のサークル活動やイベントへの参加促進
- 高齢者が生きがいをもって生活できるよう、地域の人たちとの交流を促進

### 就労支援の充実

- 障がい福祉サービス事業所や民間企業、障がい者、行政等がネットワークをもつ地域自立支援協議会が中心となって就労の場の確保に向けた取り組みの推進
- 高齢者が自立して生きがいのある生活を送ることができるよう、知識や経験を活かせる就労の場の確保

## (目標3) 地域福祉の推進体制づくり

## 施策の方向：災害時・緊急時の支援体制

### 要援護者の把握

- 地域に住む一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人の情報把握と、社会福祉協議会や民生委員児童委員、自治会など各関係機関・団体がもっている情報の共有化

### 災害時の支援体制の構築

- 一人暮らしの高齢者や障がいのある人などで、災害時の避難に支援が必要な人の把握に努め、避難が円滑に行われるよう支援体制を構築
- 防災訓練等を通じて地域の連帯感の向上を目指し、地域で適切な援護ができる体制の確立

### 緊急時の連絡体制の確立

- 緊急通報電話機により連絡体制の確立を図るとともに、緊急時のカードの作成など、自治会や自治会連合会における取り組みの促進

## 施策の方向：人材の育成・確保

### ボランティアの育成

- 地域福祉を推進するうえで、「自助」・「共助」・「公助」を連携していくことが必要。ボランティア活動に関する情報提供などによるボランティア活動参加の推進

### 在宅での介護技術の普及

- 講習会等の開催により家庭での介護技術の普及に努め人材の育成を図るとともに、介護に関する情報・冊子の提供

## 施策の方向：地域福祉のネットワークづくり

### 福祉関係団体・機関の連携

- 自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア団体、学校、町内の事業者など、地域資源である団体相互の連携強化

### 地域の見守り体制の充実

- 地域に関わる事業者などによるネットワークの充実強化、自治会や「向こう三軒両隣」をはじめとする小規模な単位での見守り体制づくりの普及・啓発

### 地域・隣近所での支援の促進

- 身近な隣近所での助け合いなどができるネットワークづくりを進めるとともに、地域で支援できる人材の育成による支援体制の構築

### 地域活動の拠点づくり

- 既存施設の有効活用や地域の実情に応じた拠点のあり方について検討し、活動の拠点づくりを推進

## (目標4) 安心して暮らせる環境づくり

### 施策の方向：外出・移動支援

#### 移動手段の確保

- 既存の交通体系の維持や拡大に努めるとともに、自動車を運転できない高齢者などのための新たな地域交通体系の取り組みを検討

#### 交通費負担の軽減

- 障がいや特定疾患のある人が町外の病院等へ治療や検査、訓練などに通うため、交通費の助成等によって経済的負担を軽減

#### 外出支援の充実

- 日常生活において自分一人で外出することが困難な人が、社会参加等の機会を確保するための外出支援の充実

### 施策の方向：健康づくりの促進

#### 食生活改善の推進

- 食生活に関する情報の提供と栄養士・保健師・食生活改善推進員等による普及・啓発

#### 運動習慣の普及

- 運動の機会の確保や普及・啓発
- 継続的に取り組む意識づけの推進
- 場所や道具を必要としない、手軽に家庭でできる運動の普及

#### 地域医療の充実

- 地域で安心して安定的に医療が受けられるよう、保健・医療・福祉サービスの連携を強化

## 施策の方向：安全・安心な環境づくり

### やさしい環境づくり

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、誰しものが利用しやすいやさしい環境づくり

### 生活環境の美化

- ゴミの減量化やリサイクル化の推進
- ゴミの不法投棄を防止するための啓発活動の実施

### 権利の擁護

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人が、本人の権利を守り、安心して自立した生活ができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知・活用

### 虐待の防止

高齢者・障がい者・子どもなどの立場の弱い人への虐待や家庭内暴力などの行為の防止と早期発見のため、地域全体で監視する体制づくりの普及・啓発

## 第2期 大空町地域福祉計画 概要版

発行日：平成27年3月23日

発行：大空町 福祉課福祉医療グループ  
〒099-2392

北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

TEL 0152-74-2111 FAX 0152-74-2191

URL <http://www.town.ozora.hokkaido.jp/>